

法第6条第1項第3号関係 居住環境の維持及び向上に配慮する事項

良好な景観の形成その他地域における居住環境の維持及び向上に配慮する事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅を建築しようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号から第5号までの計画（地区計画等）
 - イ 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画
- (2) 次の各号に掲げる土地の区域内に住宅を建築されるものでないこと。ただし市長が長期に渡って存続できると認めた場合はこの限りでない。
 - ア 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
 - イ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
 - ウ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
 - エ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
 - オ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区